

『風土記』のクニガタを答える話と枕詞を添えた地名の奏上

—古代の服属儀礼—

坂江 渉

はじめに

本稿では、古代の地域社会の「言葉遊び」に光りをあてた、エドウィーナ・パーマー氏の口承文芸論も重んじながら、『播磨国風土記』賀毛郡伎須美野条のクニガタ（土地の形状）を答える話と、『常陸国風土記』などにみえる枕詞を添えた地名呼称の奏上に焦点をしばる。この内容分析を通じて、それらが奏上される意味、また王権が『風土記』という行政報告書を提出させた目的の一端を、古代の服属の問題と結びつけて考えることをめざす。

『播磨国風土記』には、中央・地方の氏族や渡来人など、倭王権から遣わされた諸集団の移住・開発・土地領有に関わる話が三〇例以上みられる。地域的には指保・飭磨両郡に集中し、ここだけで過半数を占める。また時代的には応神朝がもつとも多く、そのほか仁徳・欽明・孝徳朝などのケースも少なくない。そのなかには年紀をそのまま信用できない史料がある。しかし従来説かれるように、これらの伝承のなかには、五〜七世紀の各段階の倭王権による、播磨支配の変遷を示唆するものを含むとみる余地がある。そして実際の際の支配・土地領有にあたっては、地元の豪族や集団が王権に服従したこと

を可視的に確認させる、いくつかの儀礼や呪的行為があった。

記紀伝承を分析した先行研究にもとづくと、そうした儀礼の一つとして、王権への服属を約した豪族による食物の献上とそれを大王が口にする行事、一族の子女を服従の証（采女）として差しだし、宮中での饗宴の夜、大王が彼女らと「同衾」（共寝）する行為などが実修されたらしい。また降伏の印として、自らの祭神を憑依させた鏡・剣・玉などを櫛の枝などに吊し、それを王権の船団などに奉じる儀礼などもあった（『日本書紀』景行天皇一二年九月戊辰条、仲哀天皇八年正月壬午条）。これは神宝の献上を通じた守護霊の服従といえるものである。

また地方神の服従については、これとは異なる方式があった。その一つが、『播磨国風土記』などに多くみられる、主要な交通路の要衝地において、自然の猛威を振るう荒ぶる神を鎮祭させる形である。ここからは王権により派遣された氏族が直接祭祀権を掌握し、神を丁重に祭り続けて災厄を鎮めることにより、自らの守護霊に転化させ、地域社会の掌握と安定化につなげようとする意図を読みとれた。

さらにこれとは別に検討したいのは、『播磨国風土記』にみえる、ある豪族が領有する土地のクニガタ（地状・国形・国方・国消息・体）を答える話、

および枕詞を添えた地名呼称を奏上するという伝承である。これまでの研究で、この二点をまとめて扱った考察はほとんどなかった。そこで本稿では、その意味の解明をめざすとともに、あわせて和銅六年（七二三）のいわゆる『風土記』の提出命令の目的の一断面についても探ってみたい。

まずクニガタに関する史料の一つ、『播磨国風土記』の伎須美野の地名起源説話に眼を向けてみよう。

一、クニガタを答える話

『播磨国風土記』の賀毛郡檜原里の伎須美野条にはつぎのようにある。

伎須美野。右、号「伎須美野」者、品太天皇之世、大伴連等、請「此処」之時、喚「国造黒田別」、而問「地状」。爾時、对曰、縫衣如「蔵」櫃底」。故曰「伎須美野」。

これによると品太（応神）天皇の時代、現在の兵庫県小野市来住町から下来住町あたりに比定される伎須美野を、大伴連らが領有したいと願い出た（図①参照）。そこで天皇は国造の黒田別を召喚し、この土地の「地状」を問うた。すると黒田別は、「縫った衣を櫃の底に蔵めた（しまい込んだ）ような土地です」と答えた。だから伎須美野と呼ぶと書かれている。

これは「蔵める」の語を伎須美野に掛ける、ダジャレにもとづく地名起源説話で、まさにパーマー氏がいう「言葉遊び」の一つである。また、ここでは「縫衣如蔵櫃底」とあるように、伎須美野のクニガタの素晴らしさが強調されている点に注目したい。

ただしこの話には、大伴連らの領有申し出に対する答えは明記されていない。国造の黒田別は土地の形状の良さを答えるだけで、最終的にそれが地名由来になったという形で結ばれている。しかしこのやりとりをみれば明らか



図① 「伎須美野」の比定地（小野市来住町鴨池付近から臨む）

なように、ある者が大王からクニガタを問われ、その内容を答えることは、相手に対する服属を意味したと考えられる。

国造の黒田別は、もともと伎須美野を支配領域の一つとする、地元豪族であった。彼はここでクニガタを語ることによって服属の意をあらわし、伎須美野の土地を献上することになった。伎須美野の比定地の対岸の、加古川東岸を中心とする地域には、後世「大部荘」という東大寺領の荘園が置かれた。^⑥「大部」は現在「おおべ」と読むが、本来は「大伴」に因み、「おおとも」と呼ばれた。古代の「部」は、「伴」に置き換えられる字であった。^⑦「大部」という地名は、後にこの地域へ進出した大伴連氏の支配領域の広がりにもとづくと思われる。^⑧

とすれば、応神朝という年紀は怪しいが、黒田別のクニガタの奏上の後、

伎須美野の新しい支配者になったのは大王（天皇）、直接的にはそれを賜与された大伴連氏だったと理解される。つまり律令制より前の時代、各地のクニガタの中身を答えさせることにより、服属の意志を確認する儀礼があったことになる。伎須美野の話から、ひとまずこのような見方を引きだせる。ただしこの儀礼の捉え方については、さらに深めるべき点がある。それは右のクニガタを答える話が、賛辞をともなう地名起源説話にもなっていたことである。

二、神がクニガタを誉める地名起源説話

『出雲国風土記』には、こうしたクニガタを称賛する地名起源説話をいくつか見いだせる。島根郡方結郷と秋鹿郡惠雲郷についてつぎのようにある。

・島根郡方結郷条

須佐能乎命御子、国忍別命詔、吾敷坐地者、国形宜者。故云「方結」。

・秋鹿郡惠雲郷条

須佐能乎命御子、磐坂日子命、国巡行坐時、至坐此処而詔。此処者、

国権美好有。国形如「絵鞆」哉。吾之宮者、是処造者。故云「惠伴」(神

龜三年、改「三字惠雲」)。

これらの史料では、「方結」と「惠伴」の地名のいわれが、「国形宜し」や「国形絵鞆の如きかな」といった、語呂合わせの「言葉遊び」によって説かれている。しかも注目されるのは、それが神の言葉（託宣）にもとづくことされること、また「宜」や「美好」の言葉を含むように、いずれのクニガタも、神によって称賛されている点である。とすると神の言葉による命名か否かの点は異なるが、これは形状の素晴らしさを強調する、『播磨国風土記』の伎須美野の地名起源説話と同系列のものである。

またクニガタの語はみえないが、『出雲国風土記』には、さらにこれと似通った話が二つある。

・島根郡手染郷条

所造「天下」大神命詔、此国者、丁寧所造国在詔而、故丁寧負給。而

今人猶詔「手染郷」之耳。即正倉。

・秋鹿郡多太郷条

須佐能乎命御子、衝杵等乎而留比古命、国巡行坐時、至「此処」詔。吾

御心、照明「正真成」。吾者此処静将「坐」。詔而静坐。故云「多太」。

ここでも「手染」の地名と「丁寧」、「多太」の地名と「正真」とを掛け合わせる語呂合わせがみられ、国を誉めた神の言葉が、それぞれの地名の由来になったと書かれている。先の二例とほぼ同様の地名起源説話である。

もちろん神が国を誉めたという話は、史実ではなくフィクションである。したがってこれらの伝承は、『出雲国風土記』に採録される前の時代に、地元の間人が作った地名起源説話であった。かつて拙稿で述べたように、おそらくそれは、村の祭祀全体を一時的につかさどる豪族の一族の者によって作られ、神祭りの時、口頭で語られていた。そのような際、実際の土地の形状の良し悪しは別にして、それぞれの地名が神の賛辞にもとづくことと強調すること、聞き手である村の人たちの、地元への帰属意識を高める役割をはたした。

現存の各国『風土記』の地名起源説話をみると、その多くの史料のなかに、各地域の優秀さや素晴らしさを説こうとする意図を読みとれる。ここではそれが神の言葉によって担保される形になっている。自分たちが信奉する神を、地名の命名者だとみるわけであるから、これは結果として、話を聞いた人びとを励ますことになったのではないか。つまり土地の優秀性を説こうとする口頭の地名起源説話は、そこに暮らす人びとの結束力を高める役割をもった。

この点について国文学者の土橋寛氏は、古代びとの間には、地名を含めたモノの縁起譚が、そのモノの現在と将来に亘る、運命を左右するものと見なす思惟があつたと説く。氏によると、古代のモノの起源は、単なる昔の出来事ではなかつた。そのため各地の地名起源説話は、神話であれ伝承であれ、ともかく土地の優秀性を説こうとする傾向が強くなつたという。この点で、その中身がもつ社会的意義はきわめて大きく、それは「郷土の成員たちを激励するという機能」¹⁰をもつと指摘した。

継承すべき見方であり、口頭で語られる地名起源説話のなかに、そのような機能があつたことは明らかである。土橋説にしたがえば、古代の地域社会の人びとにとって、地名のいわれ話は、お互いの結束力を高め、また自分たちの存在意義を決定づける、かなり重要なものであつたと理解される。

三、地名起源説話の中身を明かす服属儀礼

これらの点を踏まえて『播磨国風土記』の伎須美野のクニガタの話に戻ってみると、説話ではクニガタを問われた黒田別の答えが、そのまま地名由来になつたように書かれていた。しかし実際にはそうではなく、黒田別が答える前から、地元では伎須美野の地名のいわれを、めでたく解する起源説話が存在した。それが前述の『出雲国風土記』の伝承のように、神の言葉によるとされてきたか否かは不明である。しかしいづれにせよ国造の黒田別は、あらかじめ地元で伝えられる伎須美野の由来話を、「縫へる衣を櫃の底に蔵めるが如し」という形で奏上し、しかも服属の証としたというのが事実なのであろう。

そうすると大王などに向かってクニガタを答える儀礼は、地形の形状を説明するだけのものではなかつた。より正確にいうと、それは地元で受け継が

れていた、クニガタを誉める口承の地名起源説話の中身を明かす儀礼であつた。それが本来語られていた場合は、右に述べたように、各地の村の神祭りの際、あるいはそれに付随する、地元豪族らによる国見行事の時などであつたと考えられる。

その一方、外部の者が各地で重んじられる地名起源説話の中身を知ることには、単に知識を増やすことだけに留まらなかつた。それは各地で伝承を語り継ぐ人びとが、お互いの結集の核としてきた、いわば彼ら自身の身元や成り立ちの根源を掌握することを意味した。したがってそれを明かさせるこの儀礼は、それを知られた者たちの王権への服従、さらには土地の献上につながつたのだと解される。

このように律令制より前の時代、大王や王権から派遣された者に対し、自分たちの帰属意識や結束力を高める機能をもつ、各地の地名起源説話を奏上することにより、服属の意思を可視化する個別の儀礼があつた。それは土地の献上と連動していた。従来の研究で、倭王権への地域集団の服属のあり方について、この点はほとんど眼を向けられて来なかつた。それに対して本稿では、このような見方を提起したい。

ただし『出雲国風土記』には、クニガタに関する地名起源説話は多くあるものの、右の服属儀礼の痕跡を、直接確認できる史料を見いだせない。また『播磨国風土記』を除き、現存する他国の『風土記』も同様である。¹¹

そこで視点を代え、事実上クニガタを褒める話と同じ意味をもつ、枕詞を添えた地名呼称に関連する諸史料を検討する。これを通じて右の服属儀礼の問題を、より一層明らかにしたい。

四、枕詞を添えた地名呼称

古代の枕詞を添えた地名呼称というと、『万葉集』の和歌におけるそれが有名である。しかし現存する各国『風土記』（逸文も含む）にも、一定量の事例が残されている。

たとえば『常陸国風土記』では、「風俗諺云」「風俗説云」などとして引用される、「衣袖、漬国」（常陸国冒頭）「握飯、筑波之国」（筑波郡条）「薦枕、多珂之国」（多珂郡条）などがそれである。

また『出雲国風土記』には、「波夜佐雨、久多美乃山」（楯縫郡玖潭郷条）「薦枕、志都治値」（出雲郡漆治郷）などの例がある。さらに『肥前国風土記』の「犬声、止国」（養父郡条）や、『摂津国風土記』住吉郡条逸文の「真住吉、々々国」（『积日本紀』卷六）なども同種のものである。

これら先駆的に分析した土橋寛氏は、一般に各国『風土記』や『万葉集』の枕詞は意味不明で、地名への掛かり具合を理解できないものが多いと説く。しかしいくつかの事例にもとづき、枕詞を添えることで、そこには地名や国名を誉め上げようとする意図を読みとれると述べた。¹²⁾

たとえば右の『常陸国風土記』の「握飯、筑波之国」という枕詞は、握り飯と筑波の「つく」とを掛け合わせ、祭祀の時、握り飯を神に「齋く」国、またはそれを高く「築く」国、あるいは手のひらに、ご飯粒が「着く」国の意味で用いられていると指摘した。¹³⁾

当時の「筑波之国」の実際の食糧事情は、ほかの国々と同じく、相当厳しかった。しかしそれはどうであれ、右のいずれの用法であっても、「握飯」という枕詞を添えることで、「筑波之国」の食の豊かさが強調されている。まさに国誉めである。それとともにここでは、地名由来も簡潔に説かれている。

地名の由来話としては、握り飯が「つく」国だから、「筑波」と呼ぶようになったという説明の仕方である。

また『肥前国風土記』養父郡条の「犬声、止国」という枕詞を添えた地名呼称について、具体的にはつぎのような説話が載せられている。

昔者、纏向日代宮御宇天皇（景行天皇）、巡狩之時、此郡百姓、拳部参集。御狗出而吠之。於此、有一産婦、臨見御狗、即吠止。因曰「犬声止国」。今訛謂「養父郡」。

この話では狩りのため巡幸してきた景行天皇の猟犬と、その犬を見つめた一人の産婦（妊婦）の話を中心に地名縁起が説かれている。当時の妊婦は一種の呪術力をもつ存在と意識されていたようである。彼女にじっと見つめられた猟犬は、即座に吠えるのを止めた。そこでこの「止む」の語と、地名の「養父」との語呂合わせにより、養父の地名が、「犬の鳴き声が止んだ」ことに因むと記されている。ここでは養父の国が静かで良い土地であることが、含意されているというまでもない。

説話の末尾には、「今は訛りて養父の郡と謂ふ」とある。もちろん実際に「犬の声、止むの国」という国名が訛って、「養父」になったのではない。事実はその逆で、もともと養父の地名が先にあり、地名起源説話は後付けの話である。「訛った」というのは、養父の地名由来を、何とか良く解釈しようとする語り手の方便である。この種の事例は、各国『風土記』のなかにたくさん見いだせる。

こうしてみると枕詞を添えた地名呼称は、単なる風流の業にもとづいていたのではない。それは先に紹介した、伎須美野のクニガタを称賛した『播磨国風土記』の話と同じく、国誉めをともなう地名起源譚の一種であった。

とすれば、こうした枕詞を添えた地名呼称、すなわちかなり短めの地名起源説話を、外来者や征服者などに対し、個々に奏上する儀礼があったことを

示唆する史料は、ほかにないのであろうか。

五、枕詞を添えた地名呼称の奏上

これに関連して注目したいのは、時代は中世まで降るが、古伝承を含むとされる鎌倉時代成立の伊勢神宮の神道書、『倭姫命世記』である。そのなかには「天照太神」を奉じた倭姫命が伊勢入りした時、各地の豪族の始祖らがつぎつぎに出迎えて「国名」を答え、自らの土地や人を「神田」「神戸」「御厨」、あるいは「舎人」などとして献上した話が見える。これは倭姫命に対する、地元勢力の服属を語る史料群である。また同時にそれは、「神田」「神戸」などを伊勢神宮に施入した縁起譚にもなっている。そしてその際、国名にはかならず枕詞が添えられていた。たとえばつぎのようなものである。⁽¹⁴⁾

・活目入彦五十狹茅天皇（垂仁天皇）一四年条

遷^ニ幸于伊勢国桑名野代宮^一、四年奉^レ齊。又国造建日方命、参

相支。汝国名何問給。神風伊勢国止白。進^ニ舎人弟伊尔方命、又地口神

田並神戸^一。

・同天皇二二年条

遷^ニ飯野高宮^一、四箇年奉^レ齊。于^レ時、飯高県造祖、乙加豆知命乎、汝国

名何問賜。白久、意須比飯高国止白而、進^ニ神田並神戸^一。倭姫命、飯

高志止白事、貴止悦賜支。

・同天皇二五年春三月条

從^ニ飯野高宮^一、遷^ニ幸于伊蘩宮^一令^レ坐支。于^レ時、大若子命問給久、汝此

国名何。白久、百船度会国、玉掬伊蘩国止白天、御塩浜並林定奉支。

右の史料によると、「天照太神」の遷座地を求めて、伊勢国に巡幸してきた倭姫命から国名を問われた国造や県造などの祖が、「神風の伊勢国」「意須

比の飯高国」「百船の度会国」「玉掬伊蘩（磯）国」など、わざわざ枕詞を添えた国名を答えたことがわかる。これらは『常陸国風土記』のケースと同じく、それぞれの土地で言い習わされた「風俗諺」であったのであろう。また枕詞を添えることが、その国への讚美となり、また簡潔な地名起源説話にもなっている点も、「風俗諺」の場合と同じである。

たとえば「意須比の飯高国」の「意須比」は、当時の上衣の一種の「衣裾」ではなく、「圧す飯」、すなわち圧縮して盛りつけられた飯をさし、飯高国にかかる枕詞として用いられている（『時代別国語大辞典』上代編、三省堂、一九八三年）。つまり「圧す飯」が高く盛りつけられた国だから、「飯高国」と呼ぶという説明の仕方である。これに関して本居宣長は、『古事記伝』一の一のなかで、「倭姫命世記に、意須比飯高国とあるは、食器に物を盛を、余曾布とも意曾布とも云ふ、その言にて、意曾比たる飯高しと云意の、枕詞」であると指摘した。⁽¹⁵⁾

ご飯や赤飯などを圧縮し、円錐形や円筒形に整えて盛るのは、今でも各地の民俗事例にみられ、祭祀の時、食べ物や神に供える作法の一つである。またそれは「神の依り代」としての役割も担った（次頁の図②も参照）。前述の『常陸国風土記』における「握り飯」もその一形態である。また「もる」という俚語には、モノを積み上げるのほか、それを差しだす、さらに転じて「共食する」「もてなす」の意味があった。⁽¹⁷⁾

要するに「意須比の飯高国」という地名呼称は、神祭りの際、「神と人が共食する飯が高く盛られた飯高の国」という、国誉めをとまなう簡潔な地名起源説話でもあった。説話のなかでそれを聞いた倭姫命が、「飯高しと白す事、貴きと悦び賜ひき」と述べたというのも、この国名に称辞を送ったことをあらわしている。

またこうした国名を答えることが、倭姫命への服属を意味し、各地の豪族

の始祖らによる、「神田」「神戸」「舎人」「塩浜」「林」などの献上に連動していることはいままでもない。これは『播磨国風土記』の伎須美野を差した話とまったく同じ構造である。

もちろん右に示した伝承は、中世に成立した『倭姫命世記』のなかに収められるものである。『日本書紀』における倭姫命の伊勢入りの説話、垂仁天皇二五年三月丙申条をみると、「倭姫命、求下鎮坐大神之処、而詣菟田笹幡」。(笹、此云佐佐)。更還之入近江国、東廻美濃、到伊勢国」とある。そして結局天照大神の教えにしたがって、「其祠立於伊勢国」。因興齋宮于五十鈴川上。是謂磯宮。則天照大神始自天降之処也」と書かれるだけである。右のようなやりとりは描かれていない。



図② 神の依り代としての「盛砂」=立て砂(京都市上賀茂神社)

しかし『倭姫命世記』は、いわゆる神道五部書のなかで特異な位置を占める書であった。その編述に際しては、伊勢神宮の古伝承にかなり依拠しているといわれる¹⁸⁾。また先にみた「神風の伊勢国」「百船の度会国」などの、枕詞をともなう地名呼称は、『日本書紀』の神武天皇即位前紀・戊午年一〇月癸巳朔条、神功皇后摂政前紀・仲哀天皇九年三月壬申策条などにみえる古語である。

これらを踏まえると、古代の地域社会では、王権から派遣された者や王族などに対し、地名起源説話を答えることにより、それぞれの地元集団の服属や忠誠を誓わせる儀礼があったことはほぼ確実であろう。そしてその儀礼は、領地や土地の献上と不可分の関係にあった。また枕詞を添えた地名起源説話の奏上もその一形態をなす。その中身を外部の者に漏らすことは、右と同様の意味をもった。

以上をまとめると、国造の黒田別が伎須美野のクニガタを答える説話、神ガクニガタを誉めたという『出雲国風土記』の伝承、枕詞を添えた地名呼称をめぐる話は、細部で多少のズレがあるものの、つぎの四つの点で共通していた。

第一に、いずれもそれが地名起源説話になっていること、第二に、その内容には各土地を誉める意図がみられ、それが地域の人びとの結束力を高めるものとして重視されていたこと、第三に、律令制より前の時代、それらを大王や征服者に奏上させる個々の儀礼があり、それは相手方への服従と忠誠を意味したこと、第四に、逆にそれを知った大王らはその土地の新たな支配者だと考えられたこと、の四点である。

そこで最後に、このように復元できた服属儀礼と、八世紀初頭の『風土記』編纂の官命との関係性について考えたい。なぜなら本稿で扱った伎須美野の話、神ガクニガタを誉める話、「握飯、筑波之国」などの枕詞を添えた地名

呼称をめぐる話は、すべてこの官命にもとづき作られた、各国『風土記』のなかに収められているからである。

六、『風土記』の作成・提出命令について

いわゆる『風土記』の作成と提出を求めた『続日本紀』の和銅六年(七一三)五月甲子条によると、時の王権は、諸国司らに対してつぎの五項目、すなわち①国内地名の表記を「好字」(めでたい文字)に改めること、②国内の鉱物資源、動植物等のリストの作成、③土地の肥沃度合い、④国内地名とその由来話、⑤古老の伝承などの情報収集、およびその報告を義務づけた。

ここでは②③にみられるように、全国的な徴税の円滑化という行政目的のもと、各国の物産リストや、土地の肥沃度情報などの収集・報告が命じられている。しかし本稿の考察にとって重要となるのは、とくに④の項目である。このなかで部内の地名のみならず、その起源説話の調査・報告が命じられた理由は何であったのか。

現存する各国『風土記』の中身をみると、①⑤の扱い方については、毎に精粗がみられる。しかしどの国の『風土記』においても、もっとも多く分量が割かれているのは、④で指示された各地の地名起源説話であった。これは各国国司の側においても、この情報の収集の重要性がかなり強く認識されていたことの証しである。

その収集目的について、歴史学の立場から論じたのは岡田精司氏である。岡田氏によるとその当時、地名のなかには地方の国々の「国魂」が秘められているという考え方があったという。それを地名起源説話とセットで掌握することは、国魂を朝廷に服属させようとする、呪術的なねらいがあったと指摘した⁽¹⁹⁾。

岡田氏が説くように、①の地名表記の「好字」への改正命令とともに、④の命令のなかに、呪術的な要素が含まれていたことはたしかである。しかしそれにより王権が、地方の「国魂」や土地の「精霊」の服属をめざしていたと考えられるのであろうか。そもそも地名のなかに各地の国魂が秘められているとみるのは、国文学者の折口信夫以来の伝統的な解釈である⁽²⁰⁾。しかしやこれは抽象的で、具体性に欠く見方といわざるを得ない。あくまで④については、各地の地名の掌握だけに留まらず、それに加えてその起源説話の収集が命じられた点に眼を向ける必要がある。

そうすると④の官命は、やはりこれ以前から個別に実施されていた、各地の豪族に対して地名起源説話の内容を答えさせる服属儀礼の存在を踏まえていたと理解すべきである。古代の地方の人びとにとって、地名起源説話というものは、自らの存在の根源や結集の要となる、きわめて重要なものであった。この儀礼を通じて、その内容を他者に明かすことは、それを知った者に対する服従を意味した。

和銅六年の官命において、各地の地名起源説話の収集が命じられたのは、朝廷に対する国魂や神霊の服属ではなく、それぞれの土地に住まう人びとが結集核としてきた地名伝承の掌握を通じて、彼らを服属させるためだったとみられる。筆者は改めてこの点を重視したい。

ただしここで注意すべき点は、それが個別的ではなく、すべての国司らの管轄下で、全国一律に強制されたことである。この点は従来の個別の服属儀礼のケースとは大きく異なっている。

おそらく和銅六年段階の倭王権は、地名のいわれ話の中身を、全国一律に収集・報告させることを通じて、天皇が統治する諸地域の人の服属や忠誠を、さらに深めようとする意図をもっていた。もちろん伎須美野の話のように、実際これにより各地の土地断片が切りとられ、それが献上されることは

なかった。

しかし王権は、官命④を発令することにより、理念上、天皇統治下のすべての人民を領有・服従させることをめざしていた。おそらくそれはちやうどこの頃、編戸制や班田制が整備・確立されていた事実と密接に関わるであろう⁽⁴⁾。筆者は、和銅六年の『風土記』の作成・提出命令の目的の一つとして、このようなねらいがあったと解したい。

天皇統治を意味する「シラス」という古語があるように、各地の地名起源説話を「知る」こと、しかもそれをすべての国で同時におこなわせようとする点には、統治力の強化をはかろうとする、当時の倭王権の意思をうかがえる。したがってこの命令については、いくつかの地域では、一定の抵抗感も生じたのではないか。

たとえば『播磨国風土記』の宍禾郡高家里条では、里内の「都太川」という地名項目が挙げられている。しかしその地名の由来について、「衆人、不能^レ得称^二」とある。これは王権による地名起源説話の掌握命令に対する、一つの反発をあらわす事例であるかも知れない。

いずれにせよ和銅六年の官命の④の項目は、各地の国魂の掌握・服属をめざしたのではなく、律令制より前の時代、各地の豪族との間で、直接的、個別におこなわれてきた服属儀礼を踏まえる形で発令されたと結論づけられる。

おわりに

以上、『播磨国風土記』賀毛郡の伎須美野条のクニガタを答える話を出発点にして、いくつかの史料を検討してきた。それにより律令制より前の時代、王権への服属を可視化する儀礼の一つとして、国誉めをとまなう地名起源説

話を奏上させる儀礼が存在し、それは土地の献上とつながっていたこと、またそれは和銅六年の王権による『風土記』の作成・提出命令にも結びつくことなどを指摘した。『風土記』の提出命令については、しばしば『注進風土記』が上進されたという王位就任儀礼、大嘗祭との関わりについても検討すべきである⁽⁵⁾。それは今後の課題として措き、ひとまずここで擱筆したい。

(元兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室・研究コーディネーター)

【註】

(1) パーマー「口承文学としての風土記」播磨国風土記にあらわれる「麻打山」の新解釈」(『風土記研究』三二、二〇〇八年)、同「風土記説解」口承文学の観点から」(『國文學』五四・七、二〇〇九年)、同“Harima Fudoki - A Record of Ancient Japan Reinterpreted, Translated, Annotated, and with Commentary-” Brill's Japanese Studies Library Vol. 51, Brill, Netherlands, 2016.

(2) 古市晃「古代播磨の地域社会構造」播磨国風土記を中心に」(同『国家形成期の王宮と地域社会』「記紀・風土記の再解釈」塙書房、二〇一九年。初出は二〇一四年)。

(3) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗」食国(ラスクニ)の背景」(同『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年。初出は一九六二年)。

(4) 拙稿『風土記』の荒ぶる神の鎮祭伝承と倭王権の地域編成」(兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室編『ひょうご歴史研究紀要』七、二〇二三年)、拙稿「古代播磨の内陸部の道とミナト」荒ぶる神の鎮祭伝承を素材にして」(佐々木虔一・笹生衛・菊地照夫編『古代の交通と神々の景観』「港・坂・道」八木書店、二〇二三年)。

(5) 各国『風土記』の史料の引用は、基本的に日本古典文学大系二『風土記』(岩波書店、一九五八年)の校注にもとづいた。このうち『播磨国風土記』について

は、天理大学附属天理図書館編『新天理図書館善本叢書第一巻 古事記道果本

播磨国風土記』（八木書店、二〇一六年）を、また『出雲国風土記』に関しては、島根県古代文化センター編『出雲国風土記 校訂・注釈編』（島根県教育委員会、二〇一三年）を参照して校訂した。

(6) 『小野市史』一（兵庫県小野市、二〇〇一年）、第三章第六節（元木泰雄氏執筆）。

(7) 『時代別国語大辞典』上代編（三省堂、一九八三年）、六四八頁。

(8) 日本古典文学大系二『風土記』（註（5）前掲書）の校注者の秋本吉郎氏は、これに関連して、「来住附近に大部と称する地が散在し、東大寺領の大部庄の地にあたる」と指摘する（同、三四一頁）。

(9) 拙稿「古代の神話と口承の祭祀儀礼——『播磨国風土記』を中心に」（『歴史評論』七八六、二〇一五年）。

(10) 土橋寛『古代歌謡の世界』（塙書房、一九六八年）、三二六頁。

(11) 唯一『豊後国風土記』の日田郡条には、久津媛ひさづめという神が人の姿になって、巡幸した景行天皇を出迎え、そこで「国消息くにのあきかた」（クニガタ）を奏上したという話が見える。

(12) 土橋「枕詞の源流」（同『古代歌謡論』三一書房、一九六〇年。初出は一九五四年、四二八〜四二九頁）。

(13) 土橋註（12）前掲論文、四三一〜四三二頁。

(14) 大隅和雄校注『日本思想大系一九 中世神道論』（岩波書店、一九七七年）。

(15) 『本居宣長全集』九（筑摩書房、一九六八年）、四七四頁。

(16) 岩井宏實・日和祐樹『神饌——神と人との饗宴』（法政大学出版社、二〇〇七年）。

(17) 柳田國男『食物と心臓』（ちくま文庫版『柳田國男全集』一七、初出は一九三六年、三九六〜四〇二頁）。

(18) 大隅和雄「所載書目について 倭姫命世記」（註（14）前掲書）、三六八頁。

(19) 岡田「風土記総説」（直木孝次郎・西宮一民・岡田精司編『鑑賞日本古典文学』

二（日本書紀・風土記）、角川書店、一九七七年）。

(20) 折口「歌及び歌物語」（『折口信夫全集』一〇、中央公論社、一九六六年。初出は一九三〇年）、同「文学様式の発生」（『折口信夫全集』七、中央公論社、一九六六年。初出は一九四七年）。

(21) 吉田孝「編戸制・班田制の構造的特徴」（同『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年。初出は一九七六年）。

(22) 岡田註（19）前掲論文参照。